

またもや業務委員会開催せず！

会社は、12月18日、名古屋地本が11月27日に申第7号として申し入れていた「役付手当誤支給および苦情処理会議未開催についての申し入れ」について業務委員会を開催しないと通告してきました。以下、申し入れと幹事間のやりとりです。

【申し入れと回答】

役付手当誤支給および苦情処理会議未開催についての申し入れ

当組合の駅に勤務する組合員に対して役付手当誤支給が発生した。当組合員は、2017年8月から不当にも専任Vの社員として勤務している。不当な専任Vになったことに対しても苦情申告を行っている。60歳までは主任として業務をしていたので本来ならば18万円の基本給が、専任Vになったことにより16万円になったのである。彼は10月30日に給与に4000円の主任手当が付いていることに気づき管理者に対して間違いを問いただした。11月8日に現場管理者から「役付手当は誤支給であった」と報告を受けた。

一方、同日の11月8日に東海鉄事人事課より地本業務部長に連絡が入り、誤支給であったことが伝えられた。さらには11月の給与で8月～10月までの誤支給額 13,155 円を返納させるとも伝えられた。組合から誤支給の理由を問うと「給与支払いシステムに間違いがあった」との回答であった。

本人は「専任Vが存在するからこのような事象が発生した。私を専任Vにしたことに対して強い憤りを感じている中での会社のミスである。ミスが発見されて半月が経過したが駅長から一切の謝罪がない。合わせてこの事態の経緯を明らかにされたい。」との苦情申告を行った。

しかし、この申告は11月20日に「苦情としては適当でない」よって苦情処理会議は開催しないと担当者に伝えてきた。窓口でのやりとりとして「専任V制度は苦情会議の議論ではない」「謝罪文と経過の説明は会社の事務的ミスである」として苦情申告は却下された。

また、同日に現場と鉄事はそれぞれ「今回の件は会社の事務的なミスなので8月～11月分までの誤支給の返納はさせないと説明してきた。

今回の事象は、会社による本人及び組合に対する極めて無責任且つ不誠実な対応であり、容易に看過できる問題では無い。よって、下記のとおり申し入れるので、早急に団体交渉もしくは、業務委員会を開催し誠意ある回答をすること。

記

1. 当該組合員に駅長名で文書による謝罪文を出すこと。

【回答】そのような考えはない。

2. 事務的なミスと人事課は言っているが、再発防止のために経緯を組合に文書で渡すこと。

【回答】そのような考えはない。

3. 会社は、今回の事象はシステムを点検して発見したとしているが、システムの間違いはどの様なことか説明すること。

【回答】すでに説明したとおりである。

4. 専任Vに該当する専任社員はごく少数のため、このような事態が発生したと考える。東海鉄事内の専任V該当者数を明らかにすること。及び該当者に同様の間違いがないか確認すること。

【回答】明らかにする考えはない。

5. 本人の誤支給の疑問と会社のシステムの調査が同じ月であった。組合として非常に疑問がある。たまたま同じ月だったことを証明すること。

【回答】すでに説明したとおりである。

6. 専任社員の少ない給与での4000円は高額である。生活に直結する問題を発生させて謝罪がないなどと言うことは考えられない。早急に現場長が謝罪すること。

【回答】現場長は本人に対してお詫びしている。

7. 社員に対しては全ての事象で時系列等報告書を書かせている。今回の事象では作成しているのか明らかにすること。

【回答】必要な報告書は作成させている。

8. 11月8日には誤支給額を返納するように伝えてきたが、11月20日になると返納しなくていいに変わったが、その理由を明らかにすること。

【回答】すでに説明したとおりである。

以上